



平成 27 年 6 月 26 日

各 位

会 社 名 合 同 製 鐵 株 式 会 社
(URL <http://www.godo-steel.co.jp/>)
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 明 賀 孝 仁
(コード番号 5410 東証 第1部)
問 合 せ 先 執 行 役 員 総 務 部 長 西 仲 桂
(TEL 06-6343-7600)

社外取締役及び監査役との責任限定契約締結に関するお知らせ

当社は、本日付けにて当社定款第 27 条第 2 項及び第 35 条第 2 項に規定する責任限定契約を社外取締役及び監査役との間で締結いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 社外取締役及び監査役の氏名

- ・社外取締役 阪 田 貞 一
- ・監 査 役 春 増 守
- ・監 役 役 上 地 秀 典
- ・社外監査役 森 脇 慶 司

なお、社外取締役 四宮章夫氏とは平成 26 年 6 月 27 日付、社外監査役 宇佐見達郎氏及び幸野誠司氏とは平成 24 年 6 月 27 日付で同様の責任限定契約をそれぞれ締結しております。

2. 責任限定契約の締結日

平成 27 年 6 月 26 日

3. 責任限定契約締結の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、責任限定契約を締結できる会社役員(業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役)についても、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、業務執行を行わない取締役及び監査役との間にその責任を限定する契約を締結することを可能とする定款変更議案を、本日開催の当社第 109 回定時株主総会に付議し、当該議案は原案どおり承認可決されましたので、本日付けにて上記社外取締役及び監査役との間で当社定款第 27 条第 2 項及び第 35 条第 2 項の規定に基づく責任限定契約を締結いたしました。

4. 当社定款

第 27 条第 2 項

当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 35 条第 2 項

当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

以 上